

## 第4編 火山対策編



## 《火山対策編 目次》

第1部 総 則 .....	1
第1章 計画の方針 .....	1
第1節 計画の目的 .....	1
第2節 他の計画との調整 .....	1
第3節 計画の修正 .....	1
第4節 計画の周知徹底 .....	1
第2章 防災関係機関の役割 .....	2
第1節 防災関係機関の業務大綱 .....	2
第2節 町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務 .....	2
第3章 火山噴火の履歴 .....	2
第4章 火山活動の想定 .....	5
第1節 想定される火山活動 .....	5
第2節 想定される噴火ケースと火山現象 .....	5
第2部 災害予防計画 .....	6
第1章 火山現象の観測体制 .....	6
第1節 国等の火山観測体制 .....	6
第2節 町の火山観測体制 .....	6
第2章 火山に関する情報 .....	7
第1節 噴火警報・噴火予報及び噴火警戒レベル .....	7
第2節 火山情報等 .....	7
第3章 訓練及び防災知識の普及等 .....	9
第1節 訓練及び防災知識の普及 .....	9
第2節 避難促進施設における対応 .....	9
第3部 災害応急・復旧対策計画 .....	10
第1章 活動態勢等 .....	10
第1節 町の活動態勢 .....	10
第2節 噴火警報等及び異常現象の収集と伝達 .....	11
第3節 災害救助法の適用 .....	12
第4節 相互協力・派遣要請 .....	12
第2章 避難対応 .....	13
第1節 避難対応の方針 .....	13
第2節 立入規制 .....	15
第3節 警戒区域 .....	16
第4節 避難情報 .....	17
第5節 島内避難 .....	19
第6節 島外避難 .....	20
第3章 避難に伴う対応措置 .....	22
第1節 行方不明者の捜索・救助 .....	22
第2節 医療救護 .....	22
第3節 産業動物対策 .....	22
第4節 残留機関の現地活動対策 .....	22
第4章 避難生活 .....	23
第1節 島内での避難生活 .....	23

第2節 島外での避難生活 .....	23
第5章 その他応急・復旧対策 .....	24
第1節 降灰対策 .....	24
第2節 輸送車両等の確保 .....	25
第3節 電気・水道・電話施設等の応急・復旧対策 .....	25
第4節 公共施設等の応急・復旧対策 .....	25
第5節 遺体の捜索・処理等 .....	25
第6節 応急住宅対策 .....	25
第7節 応急教育・応急保育 .....	25
第6章 災害復旧計画 .....	26
第1節 民生安定のための対策 .....	26
第2節 激甚災害の指定 .....	26
第3節 活動火山対策特別措置法 .....	26
第7章 その他 .....	26

# 第1部 総則

## 第1章 計画の方針

### 第1節 計画の目的

この計画は、火山活動による火山灰、噴石、溶岩流、火砕流、火砕サージ、降灰後土石流、火山ガス、地殻変動等（以下「火山現象」という。）により、町に災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、町民及び来島者※の生命、身体及び財産を火山災害から守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）第42条の規定に基づき、関係機関の協力を得て、火山災害に対する予防対策、応急対策、復旧・復興対策等の必要な措置を実施することを目的とする。

※他編において「観光客」、「観光客等」としている語句について、本編では、伊豆大島火山避難計画との文言統一のため、「来島者」と表記する。

### 第2節 他の計画との調整

この計画の実施にあたっては、他の機関が行う防災活動との間の調整を図り、計画の効果的かつ円滑な実施の推進に努めるものとする。

また、町は活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）による火山災害警戒地域（※1）に指定されていることから、同法に規定された地域防災計画に定めるべき事項をこの計画に定めるものとする。その際には、伊豆大島火山防災協議会（以下「協議会」という）（※2）が策定する伊豆大島火山避難計画との整合を図り、意見を聴取するなど協議会との協議の結果を尊重し、火山避難対策を総合的に推進するものとする。

※1 活火山法第3条第1項により、火山災害の可能性を考慮して火山災害時に住民等の生命に被害が生ずるおそれがあると認められる地域で、人的災害を防止するための警戒避難体制を特に整備すべき地域をいう。

※2 活火山法第4条第1項により、警戒避難体制を整備するため都及び町が共同で設置する組織

### 第3節 計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正するものとする。

### 第4節 計画の周知徹底

この計画は、速やかに関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する主要施設管理者に周知徹底させるものとする。

また、計画のうち特に必要な事項は、住民等に周知徹底を図るものとする。

## 第2章 防災関係機関の役割

### 第1節 防災関係機関の業務大綱

町、防災関係機関、公共的団体等及び防災上重要な施設管理者は、この計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

内容については、震災対策編 第1部 第2章 第1節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

### 第2節 町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務

町民、地域（自主防災組織等）及び事業所は、災害時の被害軽減のため、自己の安全の確保に努め、相互に協力するものとする。また、防災訓練への参加、火山の異常現象等を発見した場合の通報、避難に関する協力、応急措置への協力など総合的な防災活動の推進に寄与するよう努めなければならない。

内容については、震災対策編 第1部 第2章 第2節「町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務」に準ずる。

## 第3章 火山噴火の履歴

伊豆大島火山で、これまでに発生した主な火山噴火は、次のとおりである。

表 伊豆大島火山の有史以降の火山活動

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
5～8世紀	中規模 (0.008 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂北側割れ目火口列	火砕物降下
8世紀	<b>大規模</b> (0.08 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下
9世紀	中規模 (0.006 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂南側?カルデラ内割れ目火口列	火砕物降下
838年?	中規模 (0.02 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火 マグマ水蒸気噴火	山頂火口 波浮港マール スリバチ火口	火砕物降下
10～11世紀	<b>大規模</b> (0.06 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口	火砕物降下
11世紀～12世紀 または 1112年?	<b>大規模</b> (0.25 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口 南南東山腹	火砕物降下、溶岩流 詳細な年代は未確定
12世紀	<b>大規模</b> (0.04 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下
13世紀	小規模 (0.0003 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火		火砕物降下
14世紀	中規模 (0.011 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	北西側割れ目火口列	火砕物降下、溶岩流
1338年?	中規模 (0.03 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下
15世紀	中規模 (0.0008 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下
1421年	<b>大規模</b>	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下、溶岩流

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
	(0.23 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ水蒸気噴火	南側割れ目火口列	
15世紀	中規模 (0.003 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下
1552年	大規模 (0.16 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下、溶岩流(Y3)。溶岩を北東海岸にまで流出
1684～1690年	大規模 (0.12 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口	火砕物降下(Y2)、溶岩流。溶岩を東海岸にまで流出 地震多発による家屋倒壊
1777～1792年	大規模 (0.2 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火 水蒸気噴火	山頂火口 山頂北側斜面 山頂南東側斜面	安永(Y1)噴火。多量の溶岩を流出し、先端は海中に達した。三原山山頂火口から噴火が始まり爆発音、地震を伴ってスコリアが全島に降下。翌月、翌々月にかけて少量の溶岩流出あり。 その後も溶岩を流出し、南西方に流れたものは野増・差木地間の赤沢でとまり、北東方への溶岩流出はカルデラ床を埋め、さらに外輪山から東北東に流下して海に達した。その後幾度かの降灰の後、活動終了
1821年	中規模 (0.008 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下
1822～1824年	中規模 (0.008 DREkm <sup>3</sup> )	噴火		火砕物降下。降灰砂、農作物に被害
1876～1877年	中規模 (0.0008 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下。噴石丘(Naumann丘)を生成
1912～1914年	中規模 (0.031 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口(中村山、大森山)	火砕物降下、溶岩流 中央火口で溶岩流出後、中央火口は溶岩と噴石で埋められた。 その後割れ目火口を形成。多数の噴出口から流出した溶岩が火口底を覆い、また噴石丘(中村山)が成長した後、一旦活動休止。 その後火口底に約10個の噴出孔が開口、爆発音を発し、周囲に小噴石丘形成。この活動で、火口の南東半分が陥落。火口南西部の噴出孔から多量の溶岩流出、噴石丘生成(大森山)。溶岩が7月の陥没部を埋め、大森山が成長。中村山は噴石丘と溶岩層の下に埋没、頂部を残すのみとなる。一時活動休止した後再び火口底の陥落が始まり大森山も崩壊して半分が欠けた。活動再開。4個の噴石丘生成。火口底には溶岩池。噴出物によりNaumann丘、中村山、大森山は埋没。
1922～1923年	中規模 (0.0062 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下、溶岩流出
1938年	小規模 (0.00004 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	地震群発、溶岩噴出
1950～1951年	中規模 (0.024 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下、溶岩流 旧火口から噴火。赤熱噴石、火口底で溶岩噴出。噴石丘形成、溶岩は火口底を埋め、9月13日には火口縁北西部からカルデラ床に流出。島内各地で、この間にカルデラ内で最大30'に及ぶ伏角減少を確認。 その後地震群発の後に噴火再開、溶岩流出後、火口縁から溢出し先端はカルデラ壁に

噴火年代	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
				達した。 火口底に溶岩湖出現。 その後噴火を繰り返し、火口底には直径300m、深さ30mの陥没口生成。旧来の中央火口が再現され、噴石丘も北半分は崩壊。
1953～ 1954年	小規模 (0.00025 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下、噴石、溶岩流 1951年生成の噴石丘北側中腹等で噴火、噴石活動 11月9日は10月噴火火口の東30mで噴石活動、溶岩流出 12月1日から翌年2月にかけてしばしば噴火、噴石活動、溶岩流出、新火口生成。約4'の地磁気偏角の西偏を観測
1957～ 1958年	小規模	マグマ噴火	山頂火口	地震群発の後噴火、小爆発が続き、新火口生成、この時の爆発で火口付近の観光客のうち死者1名、重軽傷者53名 その後も小噴火発生。降灰、火山弾
1974年	ごく小規模 (0.000001 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下、小噴火、火口底上昇とストロンボリ式噴火
1986年	中規模 (0.029 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口 B火口列（山頂北西側） C火口列（北北西山腹）	火砕物降下、溶岩流。地震群発の後微動開始、南側火口壁で噴気開始。その後南側火口壁より噴火始まる（A火口）。溶岩噴泉、溶岩湖、溶岩流。11月19日溶岩が火口から溢れ、カルデラ床に流下。地震活動開始の後カルデラ床で割れ目噴火開始（B火口） 溶岩噴泉・溶岩流。外輪山外側でも割れ目噴火（C火口） 全島民1万人島外へ避難（約1か月）
1987～ 1988年	小規模 (0.00002 DREkm <sup>3</sup> )	マグマ噴火	山頂火口	火砕物降下 年間を通して微動と東部で地震群発、山頂地震が増加した後、噴火。中央火口約30m陥没。11月18日噴火、陥没により直径約350～400m、深さ約150mの中央火口再現 火山ガスにより間伏方面の農作物に影響

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DREm<sup>3</sup>、40万DREm<sup>3</sup>とした。

なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。(1万DREm<sup>3</sup>=0.00001DREkm<sup>3</sup>)

※参考：日本活火山総覧（第4版）伊豆大島，p916-923，気象庁（2013）

## 第4章 火山活動の想定

### 第1節 想定される火山活動

本計画の前提として想定する火山活動は、次のとおりである。

#### 1. 火口位置

伊豆大島火山では、山頂噴火の可能性が最も高いが、山腹から割れ目噴火をすることも想定される。山腹噴火は、山頂から北北西―南南東方向に伸びる帯状の領域で発生する可能性が高い。

#### 2. 噴火特性

伊豆大島火山の噴火特性は、次のとおりである。

- (1) 山頂噴火の場合、中規模噴火や大規模噴火では、大量の噴石と火山灰が噴出し、溶岩が流出する。
- (2) 溶岩の粘性が低いため、山腹を流下する場合は、短時間で山麓及び海岸部に達する可能性がある。
- (3) 海岸近くや浅い海底で噴火が発生する場合は、爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある陸域の標高及び海域の水深は、次のとおりである。
  - 陸域：標高 100m 以下（南東側）、標高 150m 以下（北西側）
  - 海域：水深 100m 以浅（火砕サージ発生）、水深 400m 以浅（海面等に噴煙）
- (4) 数千年に 1 回程度の頻度で、山頂部での大規模な水蒸気噴火を伴うカルデラ形成噴火が発生する。山頂部で大規模な水蒸気噴火やマグマ水蒸気噴火が発生した場合は、山麓にまで大きな噴石が飛散し、火砕流が発生する可能性がある。
- (5) 過去 1 万年間、平均約 150～200 年間隔で大規模噴火が発生したが、安永噴火以降は中・小規模の噴火しか起こっていない。

### 第2節 想定される噴火ケースと火山現象

伊豆大島火山で想定される噴火ケース及び各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、次のとおりである。

なお、カルデラ形成噴火は、第3部において山頂噴火に含める。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース	火山現象
山頂噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
カルデラ形成噴火	噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
山腹噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ

## 第2部 災害予防計画

### 第1章 火山現象の観測体制

項目	町担当	関係機関
第1節 国等の火山観測体制		気象庁等
第2節 町の火山観測体制	防災対策室	

火山活動の状況を常時把握することにより、火山活動による災害発生の防止、被害の軽減や住民の避難対策等の火山防災対策を推進する。火山観測体制においては、火山観測を行っている関係機関（以下、火山観測実施機関という。）と十分に連携を図るものとする。

#### 第1節 国等の火山観測体制

火山観測体制について、その観測機器を次のとおり示す。

表 機関別の観測機器（平成28年12月7日現在）

気象庁	国土地理院	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所
(24時間監視体制)	G N S S 4	地震計 11	地震計 4
地震計 5			傾斜計 4
傾斜計 3			
体積ひずみ計 1			
空振計 4			
G N S S 3			
光波測距観測 2			
(器械点・反射点)			
監視カメラ 3			

(注) 1 数字は設置機器数で、テレメータによる連続観測機器を掲載した。

#### 第2節 町の火山観測体制

町（防災対策室）は、火山観測実施機関に対して、観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとし、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行う。

また、必要に応じて気象庁火山監視・警報センター伊豆大島火山防災連絡事務所（以下「火山防災連絡事務所」という。）が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努める。

## 第2章 火山に関する情報

項目	町担当	関係機関
第1節 噴火警報・噴火予報及び 噴火警戒レベル		気象庁
第2節 火山情報等		気象庁

### 第1節 噴火警報・噴火予報及び噴火警戒レベル

#### 1. 噴火警報・噴火予報

気象庁が発表する警報・予報は、次のとおりである。

##### (1) 噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表する。

##### (2) 噴火予報

火山活動が静穏な状態と予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は噴火予報で発表する。

#### 2. 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標で、噴火警報・噴火予報に含めて発表する。

伊豆大島の噴火警戒レベルは、別表1のとおりである。

### 第2節 火山情報等

火山情報等とは、気象庁が火山活動の状況を知らせる情報や解説する資料で、適時あるいは定期的に発表する以下のものをいう。

#### 1. 火山の状況に関する解説情報

火山活動が活発な場合等に、火山性地震や微動回数及び噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて定期的または臨時に発表する。

#### 2. 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、登山者等に火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

#### 3. 降灰予報

噴火のおそれがある火山周辺で、計画的な対応行動をとれるようにするために、定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍にいる人が、噴火後すぐ降り始める火山灰や小さな噴石への対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（詳細）」の

3種類の情報として発表する。

#### 4. その他の情報

(1) 火山活動解説資料

地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について解説した資料で、随時もしくは毎月1回公表する。

(2) 週間火山概況

過去1週間の火山活動や警戒事項を取りまとめた資料で、週1回公表する。

(3) 月間火山概況

前月1ヶ月の火山活動や警戒事項を取りまとめた資料で、毎月初めに公表する。

(4) 地震・火山月報（防災編）

月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果をまとめた資料で、毎月発行する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせるために発表する。

### 第3章 訓練及び防災知識の普及等

項目	町担当	関係機関
第1節 訓練及び防災知識の普及	防災対策室、教育文化課	気象庁（火山防災連絡事務所）等
第2節 避難促進施設における対応	防災対策室	

#### 第1節 訓練及び防災知識の普及

##### 1. 火山避難訓練の実施

町（防災対策室）及び各防災関係機関等は、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、防災活動の円滑な実施を期するため、火山噴火訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努める。

##### 2. 防災知識の普及

###### (1) 住民への普及啓発

町（防災対策室）は、住民に対して、防災の手引や防災マップ等の配布、ホームページへの掲載を通じ、また、防災講演会や自主防災組織役員会議、その他地域でのイベント等の機会、火山防災連絡事務所の出前講座を活用し、火山防災に関する知識・情報及び本計画の普及啓発を図る。

###### (2) 来島者への普及啓発

町（防災対策室）は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等への防災マップ等の掲示のほか、伊豆大島火山博物館や伊豆大島ジオパークの活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。

###### (3) 児童・生徒への普及啓発

町（防災対策室、教育文化課）は、児童・生徒に対して、学校教育、伊豆大島火山博物館や伊豆大島ジオパークを活用したジオサイト等の体験学習等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。

#### 第2節 避難促進施設における対応

町（防災対策室）は、活火山法に基づき、立入規制範囲内の不特定多数の者が利用する施設等を避難促進施設として指定し、避難確保計画の作成及び公表、訓練の実施等を促進する。

避難促進施設として指定する施設は、次のとおりである。

表 避難促進施設

施設の名称	所在地
大島温泉ホテル	大島町泉津木積場 3-5
歌の茶屋	大島町元町字上山 622-7
御神火茶屋	大島町元町字上山 622-7
三原山レストセンター	大島町元町字上山 622-10

## 第3部 災害応急・復旧対策計画

### 第1章 活動態勢等

項目	町担当	関係機関
第1節 町の活動態勢	各課	各防災関係機関
第2節 噴火警報等及び異常現象の収集と伝達	災害情報センター、消防本部	気象庁（火山防災連絡事務所）、大島警察署
第3節 災害救助法の適用	災害情報センター、教育文化課、建設課、水道環境課、観光産業課、福祉けんこう課、消防本部、住民課、各課	都
第4節 相互協力・派遣要請	災害情報センター、総務課、建設課、福祉けんこう課、各課	都、大島支庁、大島社会福祉協議会

#### 第1節 町の活動態勢

##### 1. 役割

町は、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれのある場合においては、第1次的防災機関として、法令、都地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等、ならびに地域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

##### 2. 活動態勢

町は、町の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害応急対策にあたる。

町本部の組織等については、震災対策編 第3部 第1章「活動態勢」に準ずる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル		町	消防本部	消防団
レベル5		災害対策本部 (第3非常配備態勢)	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 (出動)
レベル4				
レベル3	② カルデラの外まで 重大な影響	災害対策本部 (第2非常配備態勢)	災害対策本部 (出動待機)	災害対策本部 (出動待機)
	① カルデラの中だけに 重大な影響			
レベル2	② 火口周辺に影響を 及ぼす噴火が発生	第1非常配備態勢	通常態勢	—
	① 火口周辺に影響を 及ぼす噴火の可能性	緊急時連絡態勢		
レベル1		通常態勢	通常態勢	—

### 3. 共同検討体制等

町は、火山活動が活発化した場合、次の共同検討体制等をとる。

#### (1) 共同検討体制

##### ① 四者懇談会

町は、四者懇談会において、避難対応に係る協議等を行う。

また、四者懇談会における協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や伊豆大島火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

##### ② 合同会議

町は、避難対応に係る協議等を行う体制として四者懇談会よりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

##### ③ 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、伊豆大島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

#### (2) 国の現地対策本部等との連携

都及び町は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

## 第2節 噴火警報等及び異常現象の収集と伝達

### 1. 噴火警報及び噴火予報の発表

気象庁は気象業務法に基づいて、噴火警報及び噴火予報を発表する。

火山防災連絡事務所は、噴火警報及び噴火予報の発表があった場合、町本部（災害情報センター）等から要請があった場合及び火山情報の発表があつて必要と認めた場合に、その都度解説を行い、解説に必要な資料の提供を行う。

### 2. 噴火警報及び噴火予報の伝達

町（災害情報センター）は、噴火警報及び噴火予報を別図1「噴火警報等伝達系統図」のとおり、迅速かつ的確に住民及び来島者ならびに関係機関に周知するものとする。

### 3. 異常現象の通報

火山の異常現象を発見した者は、ただちに町役場（災害情報センター）・各出張所、大島警察署・各駐在所または消防本部に通報するものとする。異常現象の伝達は、別図2「異常現象通報系統図」のとおりとし、必要があると認めた場合は、各防災関係機関は協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

#### ○火山の異常現象

- ① 噴火（噴石、火砕流、火砕サージ、溶岩流等）と噴火に伴う降灰等
- ② 火映現象、鳴動、空振

- ③ 地割れ、隆起、陥没等の地殻変動
- ④ 火口や噴気孔の新生または拡大、噴気や噴煙の量及び色の顕著な変化
- ⑤ 地熱地帯の新生または拡大、地温の上昇等の顕著な変化
- ⑥ 火山ガスの流下とこれに伴う植物の立枯れ
- ⑦ 湧泉の新生または枯渇、温度の上昇等の顕著な変化
- ⑧ 海岸付近の海水の色、臭い、温度、発泡等の顕著な変化、軽石の漂着・漂流
- ⑨ その他の火山活動に関する異常現象を発見したとき

#### 4. 被害状況等の報告

震災対策編 第3部 第2章 第5節「被害状況等の報告」に準ずる。

#### 第3節 災害救助法の適用

震災対策編 第3部 第13章「災害救助法・激甚災害の運用」に準ずる。

#### 第4節 相互協力・派遣要請

##### 1. 相互協力

震災対策編 第3部 第3章「応援協力・災害ボランティアの確保」に準ずる。

##### 2. 派遣要請

町長は、火山現象により災害が発生し、住民及び来島者の生命・身体ならびに財産を保護するために必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請するものとする。

なお、派遣要請手続等については、震災対策編 第3部 第3章 第4節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。

## 第2章 避難対応

項目	町担当	関係機関
第1節 避難対応の方針		
第2節 立入規制	災害情報センター	気象庁（火山防災連絡事務所）、都（大島支庁）、大島警察署、大島旅客自動車
第3節 警戒区域	災害情報センター	都（大島支庁）、大島警察署
第4節 避難情報	災害情報センター、消防本部、消防団	気象庁（火山防災連絡事務所）、都（大島支庁）、大島警察署
第5節 島内避難	各課、消防本部、消防団	都（大島支庁）、大島警察署、大島旅客自動車、自主防災組織
第6節 島外避難	各課、消防本部、消防団	都、大島警察署、大島旅客自動車、自主防災組織

### 第1節 避難対応の方針

避難対応は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じ、対象者を「一般住民」、「避難行動要支援者」、「来島者」に区分して行うものとする（「図 噴火警戒レベルと避難対応の目安」参照）。

また、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合は、「島外避難」とすることを原則とする。

なお、避難対応に関する詳細については、「伊豆大島火山避難計画」を参照のこと。

噴火警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	①火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性 ②火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生	①カルデラ（外輪山）の中だけに重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性がある ②カルデラ（外輪山）の外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生する可能性がある	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性がある
想定される噴火ケースと火山現象	<p>《山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サーージ、火山ガス、降灰後土石流】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動は静穏、状況により中央火口から三原山山頂火口へ周辺歩道に影響がない程度の噴出の可能性</li> <li>三原山直下で火山性微動の多発、連続化および振幅増大</li> <li>三原山山頂付近で顕著な噴気の発生、山頂火口内で顕著な温度上昇、高感度カメラで微弱な火焔を観測等、山頂付近の熱活動の活発化</li> <li>三原山直下の浅部で地震の多発等</li> </ul>	<p>《山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サーージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ外の居住地域から遠い場所で噴火が発生</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動等</li> </ul>	<p>《山腹噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サーージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ外の居住地域から遠い場所</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で噴火が発生</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動等</li> </ul>	<p>《山腹噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サーージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ外の居住地域から遠い場所</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で噴火が発生</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動等</li> </ul>	<p>《山腹噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サーージ】》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ外の居住地域から遠い場所</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で噴火が発生</li> <li>居住地域に近い場所または海岸付近で浅い地震が多発かつ顕著な地殻変動等</li> </ul>
1986年噴火の事例	<p>《山頂噴火》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>微動の振幅増大(9月)</li> <li>微動の連続化(10月下旬)</li> <li>中央火口内に新噴気出現(11月12日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三原山山頂火口から噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石飛散(11月15日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三原山山頂火口からカルデラ内に溶岩が流下(11月19日)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カルデラ北部で地震多発(11月21日14時頃)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B火口列噴火開始(11月21日16時15分頃)</li> <li>割れ目噴火により噴煙が海拔1万m以上に上昇(11月21日)</li> <li>C火口列噴火開始(11月21日17時47分頃)</li> <li>島南東部で地震多発(11月21日19時頃以降)</li> </ul>
避難対応	火口付近等規制	火口周辺規制	入山規制	登山道規制	一般住民の島内避難／島外避難
避難対応	避難行動要支援者の島内避難	避難行動要支援者の島内避難	避難行動要支援者の島内避難／島外避難	避難行動要支援者の島内避難／島外避難	避難行動要支援者の島内避難／島外避難
避難対応	来島者の島外避難	来島者の島外避難	来島者の島外避難	来島者の島外避難	来島者の島外避難

※必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。  
 ※自主避難については、レベルに限らず対応する。  
 ※火山活動の状況や避難行動への影響などにより、避難対応はこの限りではない。  
 ※本計画においては、避難行動要支援者に社会施設入所者および入院患者を含む。

図 噴火警戒レベルと避難対応の目安

## 第2節 立入規制

### 1. 立入規制の実施

#### (1) 立入規制の実施

町長（災害情報センター）は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、大島支庁長、大島警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

規制種別	噴火警戒レベル		立入規制の範囲	資料
登山道規制	レベル5・レベル4 (山頂噴火の場合)		○ 居住地域の境界から山頂火口までの範囲の登山道、林道、遊歩道の全ての道路または一部の道路 ※山腹噴火の場合は、噴火の影響の及ぶ範囲を規制する。	別図6
入山規制	レベル3	②カルデラの外まで 重大な影響	○ カルデラ内 ○ カルデラ縁から外側約1kmまでの範囲	別図5-2
		①カルデラの中だけに 重大な影響	○ カルデラ内 ○ 山頂火口から約2kmまでの範囲	別図5-1
火口周辺規制	レベル2		○ 山頂火口から約1kmまでの範囲	別図4
火口付近等規制	レベル1		○ 山頂火口から約600mまでの範囲（ただし、平常時は遊歩道及び展望台周辺を除く。）	別図3

#### (2) 都への報告等

町長（災害情報センター）は、立入規制を実施した場合、直ちに、大島支庁長を経由し都（総務局）に報告するとともに、大島警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長へ通知する。

#### (3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。

- ① 町（災害情報センター）は、町道や遊歩道等の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- ② 大島支庁は、都道、林道、遊歩道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- ③ 町（災害情報センター）、大島支庁、大島警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

※別図7 立入規制箇所

#### (4) 施設からの退避

町（災害情報センター）は、立入規制範囲内となった施設に職員を派遣し、退避について支援を行う。また、必要に応じて、大島旅客自動車（株）にバスの待機を要請する。大島警察署

は、施設利用者等の退避の誘導を行う。

噴火警戒レベルと施設の退避の対応は、次のとおりである。

表 噴火警戒レベルと施設退避の対応

噴火警戒レベル		対応	施設名
レベル3	②カルデラの外まで 重大な影響	退避	○ 三原山山頂口駐車場周辺施設 ○ 大島温泉ホテル
	①カルデラの中だけに 重大な影響*	退避準備 (状況により退避)	○ 新火山展望台
レベル2		—	該当施設なし

※噴火が発生した場合

#### (5) 立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、町の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

### 2. 住民等への周知

町（災害情報センター）は、立入規制を実施した場合、大島支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石等に注意が必要であることを合わせて周知する。

### 3. 立入者の把握

町は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

## 第3節 警戒区域

### 1. 警戒区域の設定・解除

#### (1) 警戒区域の設定

町長（災害情報センター）は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、大島支庁長、大島警察署長、火山防災連絡事務所長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

警戒区域の範囲は、次のとおりとする。

- ① 泉津、岡田、北の山、元町、野増、間伏、差木地、クダッチ、波浮港の全ての地区または一部の地区
- ② 山頂火山口から居住地域の境界までの全ての範囲または一部の範囲
- ③ 第2節第1項に定めるところによるものの他、特に町長が設定する範囲

## (2) 警戒区域の解除

町長（災害情報センター）は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または火山防災連絡事務所もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

## (3) 都への報告等

町長（災害情報センター）は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、大島支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、大島警察署長、火山防災連絡事務所長、消防団長に通知する。

## (4) 警戒区域への立入制限等

町長（災害情報センター）は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

## 2. 住民等への周知

町（災害情報センター）は、警戒区域を設定した場合、大島支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、エリアメール、広報車、表示板、町ホームページ、町広報紙等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民及び来島者に広く周知を図る。

## 第4節 避難情報

### 1. 避難情報の発令

#### (1) 避難情報の発令

町長（災害情報センター）は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民及び来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、大島警察署長、火山防災連絡事務所長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

#### (2) 都への報告

町長（災害情報センター）は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、カルデラの外まで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、大島医療センター、避難行動要支援者、避難支援等関係者に避難の事前準備を促す。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li><li>○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性</li><li>○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性</li><li>○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性</li><li>○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性</li></ul>
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難</li><li>○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難</li><li>○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性</li><li>○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性</li><li>○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性</li></ul>

2. 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、別図9のとおりとする。

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- ① 避難の理由、可能性のある現象
- ② 避難対象地域
- ③ 立入規制範囲
- ④ 避難の切迫性
- ⑤ 避難先

- ⑥ 避難方法
- ⑦ 携行品・服装の留意点
- ⑧ 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ⑨ ペットの同行避難についての留意事項
- ⑩ 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

### (3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（町、大島警察署、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問等の呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、町、大島警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して行う。

## 第5節 島内避難

### 1. 一般住民

#### (1) 避難方法

住民は、各地区の班ごとに指定された一時集合場所に集合し、自主防災組織役員等の引率により指定された避難場所に徒歩で避難する。町（総務課）は、バスを確保し、避難場所から避難先まで移送する。

なお、火山活動の状況や居住地域の実情等により必要な場合は、避難場所への直接避難を行い、事態が切迫した場合等は、自家用車による直接避難を可とする。

また、避難経路が寸断され孤立した場合は、最寄りの港から船舶による避難、または堅牢な建物に避難することとする。

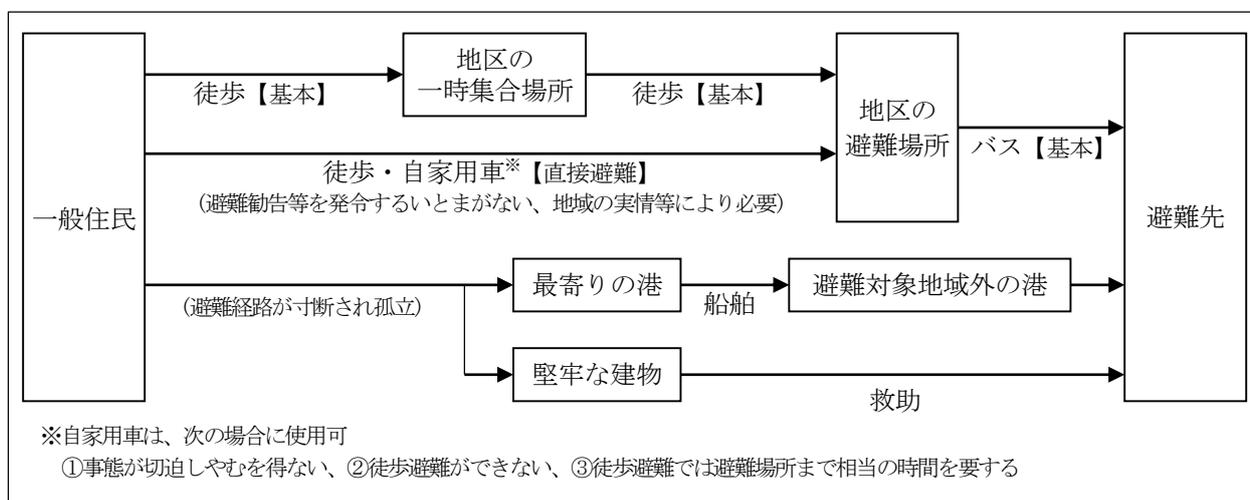


図 島内避難の方法

#### (2) 避難誘導

避難誘導は、町職員、警察官、消防団員が行う。

大島警察署は、幹線道路において一般車両の通行や避難対象地域への車両を制限するなど、緊急避難の確保を図る。

#### (3) 残留者の確認

町職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。避難指示に従わない者に対しては、危

険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

## 2. 避難行動要支援者

町（福祉けんこう課、住民課）は、関係機関と連携し、避難行動要支援者を適切な手段により二次避難所（福祉避難所）まで移送する。

なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

## 3. 自主避難

町（総務課）は、自主避難を希望する住民に対し、避難所を開設する。島内での事前避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

## 4. 来島者への呼びかけ

町（災害情報センター）は、来島者に対して、関係機関を通じて島外避難を呼びかけるほか、関係者以外の来島を控えるよう一般に呼びかける。

※資料編「資料第41 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

※別表2 退避壕・退避舎

## 5. 避難所の開設

避難所の開設については、震災対策編 第3部 第6章「避難対策」に準ずる。

# 第6節 島外避難

## 1. 一般住民

### (1) 避難方法

避難港までの移送方法は、第5節「島内避難」と同様とし、避難港から受入港までは、都が確保した船舶で移送する。

受入港から避難先までは、都が確保したバス等により都が決定した避難先に移送する。

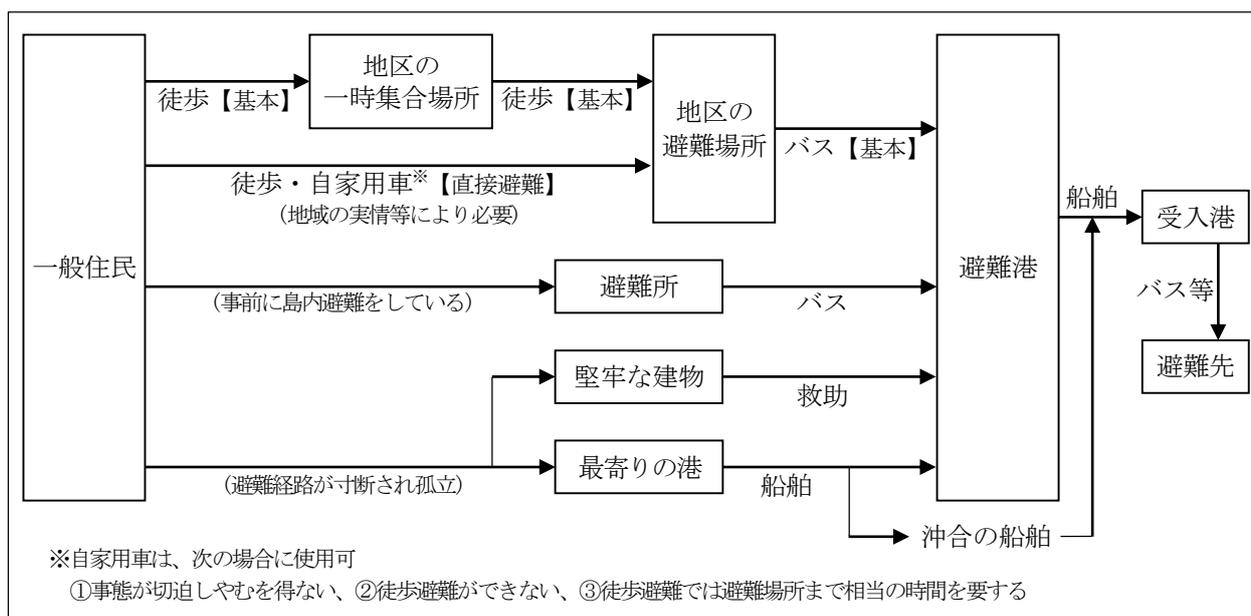


図 島外避難の方法

(2) 避難誘導

避難港までの誘導は、第5節「島内避難」と同様とする。

(3) 船舶への誘導

町は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁や消防団等の関係機関の協力を得て実施する。

(4) 残留者の確認

残留者の確認は、第5節「島内避難」と同様とする。

※資料編「資料第45 町内の空港・港湾の概要」

2. 避難行動要支援者

町（災害情報センター、福祉けんこう課）は、避難行動要支援者を島外避難させる場合は、都（保健福祉局）に要請する。

### 第3章 避難に伴う対応措置

項目	町担当	関係機関
第1節 行方不明者の捜索・救助	災害情報センター、消防本部、消防団	大島警察署
第2節 医療救護	福祉けんこう課、消防本部、消防団	
第3節 産業動物対策	観光産業課	都（大島支庁）
第4節 残留機関の現地活動対策		

#### 第1節 行方不明者の捜索・救助

避難に際し、行方不明者または要救助者が発生した場合、大島警察署、消防本部、消防団は、捜索または救助を行う。町（災害情報センター）は、必要に応じて、大島支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

#### 第2節 医療救護

町（福祉けんこう課）は、噴火による傷病者の対応を、大島医療センターまたは避難所に設置する医療救護所において行う。

なお、大島医療センターでの対応が困難な場合は、大島支庁を通じ都（福祉保健局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。

その他の詳細については、震災対策編 第3部 第5章「医療救護・遺体等の取扱い」に準ずる。

#### 第3節 産業動物対策

町（観光産業課）及び大島支庁は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

#### 第4節 残留機関の現地活動対策

島外避難にあたっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測等の現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶等に、状況に応じて設置する。現地活動にあたっては、各機関が町へ活動内容等を届け出る。

また、あらかじめ避難方法について検討するものとする。

## 第4章 避難生活

項目	町担当	関係機関
第1節 島内での避難生活	災害情報センター、防災対策室、総務課、福祉健康課、住民課、水道環境課、観光産業課	
第2節 島外での避難生活	各課	都

### 第1節 島内での避難生活

#### 1. 避難所の開設・運営

避難所の開設・運営については、震災対策編 第3部 第6章「避難対策」に準ずる。

#### 2. 食料・生活必需品等の供給

食料・生活必需品等の供給については、震災対策編 第3部 第7章「水・食料・物資・輸送対策」に準ずる。

#### 3. 健康管理等

避難者の健康管理、衛生管理及び防疫については、震災対策編 第3部 第5章「医療救護・遺体等の取扱い」に準ずる。

#### 4. 要配慮者対策

要配慮者対策については、震災対策編 第3部 第6章「避難対策」に準ずる。

#### 5. ペット対策

同行避難したペットの対策については、震災対策編 第3部 第5章「医療救護・遺体等の取扱い」に準ずる。

その他、島内避難における対策については、震災対策編 第3部の各章を準用する。

### 第2節 島外での避難生活

島外での避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育等の避難生活の支援は、都、町、関係機関が連携して実施する。

## 第5章 その他応急・復旧対策

項目	町担当	関係機関
第1節 降灰対策	災害情報センター、福祉けんこう課、観光産業課、建設課	都（大島支庁）、農業生産組合、漁業協同組合
第2節 輸送車両等の確保	総務課、観光産業課	大島警察署、都、各防災関係機関
第3節 電気・水道・電話施設等の応急・復旧対策	水道環境課	都、東京電力パワーグリッド、各通信事業者
第4節 公共施設等の応急・復旧対策	建設課、観光産業課、教育委員会	都（大島支庁）
第5節 遺体の捜索・処理等	災害情報センター、水道環境課、住民課、消防本部	大島警察署、都
第6節 応急住宅対策	建設課	都
第7節 応急教育・応急保育	教育文化課、教育委員会、福祉けんこう課	教育庁大島出張所

### 第1節 降灰対策

#### 1. 降灰除去等

火山現象のうち降灰の噴出は広い範囲にわたり、長期間続くことから、町の産業に影響を与えるため、その対策が重要となってくる。

##### (1) 農水産施設

火山活動が活発化し、大噴火を起こした場合、昭和61年の噴火による災害履歴から降灰等による農作物及び温室、ビニールハウス等の施設への被害が予想される。

農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和をはかるなど当面の対策をとる一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となるため、町（観光産業課）は農業生産組合と連携して対策を推進する。

また、水産施設においては、降灰の除去等により、その機能の回復を図るものとし、町（観光産業課）は漁業協同組合と連携して対策を推進する。

##### (2) 道路

道路管理者（建設課、大島支庁）は、道路の機能を維持するため、降灰等の除去を行う。

##### (3) 宅地の降灰除去

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や住民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要があり、町（災害情報センター）は、火山情報の把握、測定機器の設置・測定の推進、被害額の算定・報告等の対応を図り、平常時から各関係機関との緊密な情報交換を行う。

なお、除去した火山灰の仮置き場は公共用地とし、処理状況に応じて選定する。

## 2. 健康被害対策

町（福祉けんこう課）は、降灰予報や火山ガス予報等に応じて、降灰や火山ガスによる健康被害のおそれがある場合には、ガスマスク等を確保して住民等の安全を確保する。

### 第2節 輸送車両等の確保

輸送車両等の確保については、震災対策編 第3部 第7章 第7節「輸送車両等の確保」に準ずる。

### 第3節 電気・水道・電話施設等の応急・復旧対策

電気・水道・電話施設等の応急・復旧対策については、震災対策編 第3部 第9章「ライフライン対策」に準ずる。

### 第4節 公共施設等の応急・復旧対策

公共施設等の応急・復旧対策については、震災対策編 第3部 第10章「公共施設対策」に準ずる。

### 第5節 遺体の捜索・処理等

遺体の捜索・処理等については、震災対策編 第3部 第5章「医療救護・遺体等の取扱い」に準ずる。

### 第6節 応急住宅対策

応急住宅対策については、震災対策編 第3部 第11章「応急仮設住宅・生活対策」に準ずる。

### 第7節 応急教育・応急保育

応急教育については、震災対策編 第3部 第12章「応急教育・応急保育」に準ずる。

## 第6章 災害復旧計画

項目	町担当	関係機関
第1節 民生安定のための対策	政策推進課、消防本部、福祉 けんこう課、税務課、住民課	大島警察署、日赤、都
第2節 激甚災害の指定	災害情報センター、各課	都
第3節 活動火山対策特別措置法		

### 第1節 民生安定のための対策

火山災害における民生安定のための対策については、震災対策編 第3部 第11章「応急仮設住宅・生活対策」に準ずる。

### 第2節 激甚災害の指定

激甚災害の指定については、震災対策編 第3部 第13章「災害救助法・激甚災害の運用」に準ずる。

### 第3節 活動火山対策特別措置法

火山噴火に伴い、年間を通じて多量の降灰があった道路、下水道、都市排水路、公園、宅地については、「活動火山対策特別措置法」に基づき、町が行う降灰除去事業の補助を国に求める。

## 第7章 その他

この火山対策編にない事項については、震災対策編に準ずるものとする。

別表1 伊豆大島の噴火警戒レベル

平成19年12月1日運用開始

平成29年5月12日改正

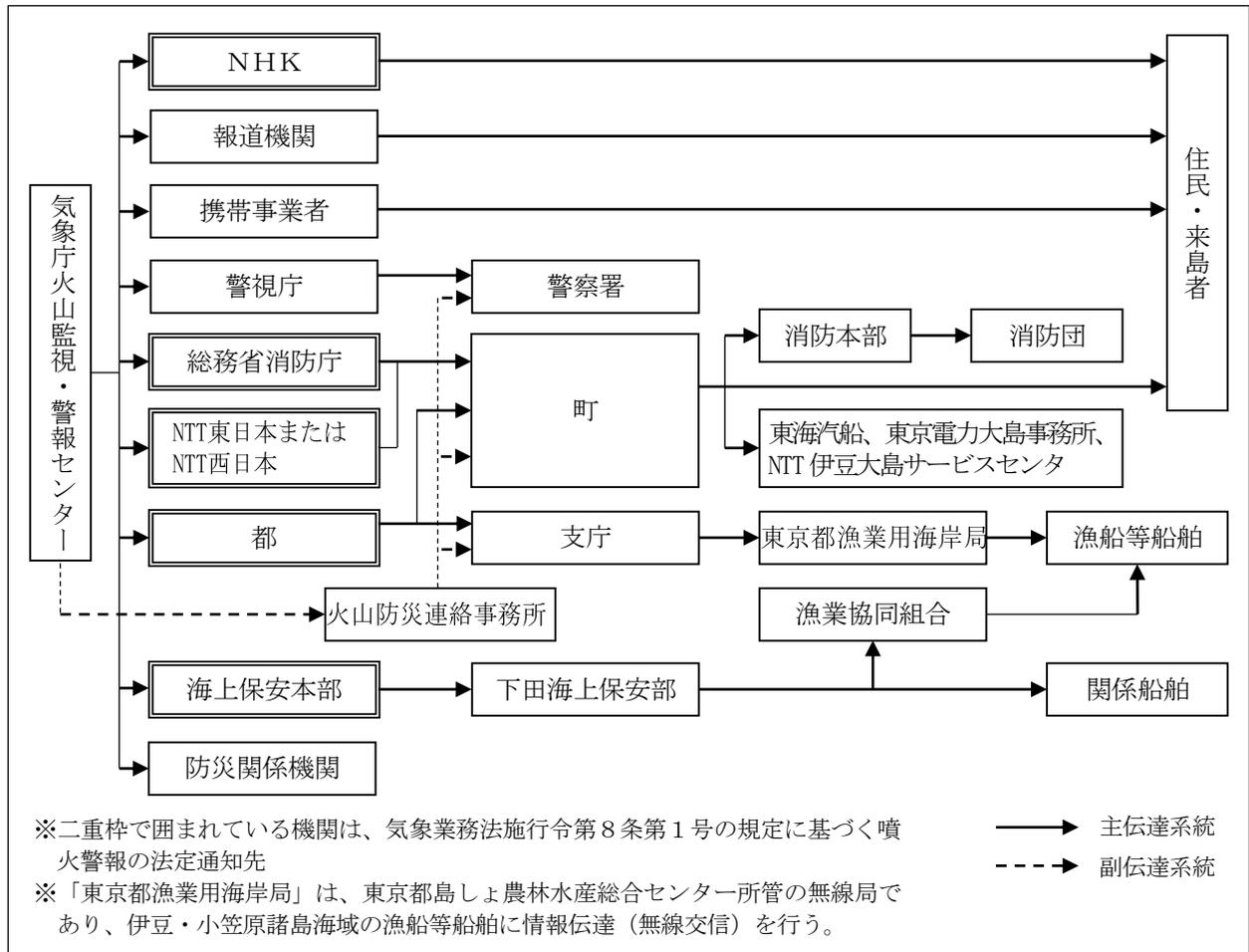
種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●溶岩流が居住地域に接近。 (安永大噴火(1778年)の事例 11月14または15日:北東海岸まで達する溶岩流下)</li> <li>●カルデラ外で噴火が発生し、居住地域に重大な被害が切迫している。 (1986年噴火の事例) 11月21日17時47分頃:C火口列噴火開始</li> <li>●居住地域に近い場所での噴火の可能性。 (1986年噴火の事例) 11月21日19時頃以降:島南東部で地震多発 同日22時頃:島南東部で亀裂</li> <li>●大規模噴火の発生。 (過去事例) 約1700年前のカルデラ形成噴火、安永大噴火 など</li> </ul>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地域区に到達する可能性が高まる。 (安永大噴火(1788年)の事例) 11月6日:間伏方面へ溶岩流下</li> <li>●カルデラ内で割れ目噴火が開始し、噴火がカルデラ外に拡大する可能性がある。 (1986年噴火の事例) 11月21日16時15分頃:B火口列噴火開始</li> <li>●カルデラ外の居住地域から遠い場所での噴火の可能性。</li> <li>●大規模噴火の発生もしくはその可能性。 (1986年噴火の事例) 11月21日:割れ目噴火により噴煙が海拔1万m以上に上昇</li> </ul>
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生、あるいは発生が予想される。	登山禁止、入山規制等危険な地域への立入規制等。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。住民は通常的生活。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外輪山付近〜カルデラ内で浅い地震が多発し、大きな噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生もしくはその可能性が予想される。 (1986年噴火の事例) 11月21日14時頃:カルデラ北部で地震多発</li> <li>●カルデラ外に流出した溶岩が居住地域のない方向に流下。</li> <li>●カルデラ内に流下した溶岩が火口から概ね1kmの範囲を超す、もしくは大きな噴石が頻繁に火口から概ね1kmの範囲を超す。 (1950~1951年噴火の事例) 1951年:カルデラ底北西縁にまで溶岩原を形成</li> <li>●影響がカルデラ内にとどまるカルデラ内の噴火(三原山は除く)。</li> </ul>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火の発生あるいは発生が予想される。	住民は通常的生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●三原山山頂火口で小噴火の噴火が予想される。 (1986~1990年噴火の事例) 1986年9月:微動の振幅増大 同年10月下旬:火山性微動の連続化 同年11月12日:中央火口内の新噴気出現 1987年11月13日:三原山直下で地震多発 等</li> <li>●三原山山頂火口から噴火が発生し、概ね1km以内に大きな噴石飛散。 (1986~1990年噴火の事例) 1986年11月15日~12月、1987年11月、1988年1月、1990年10月の三原山の噴火</li> </ul>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏、状況により中央火口から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり。</li> </ul>

別表2 退避壕・退避舎

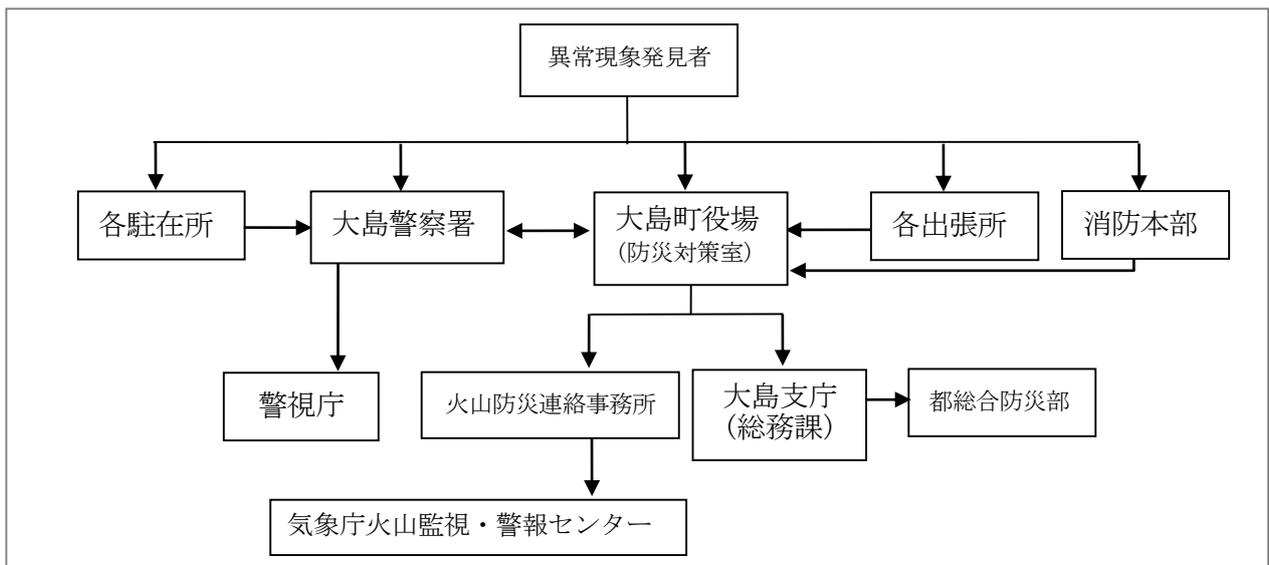
番号	設置場所	設置数	施設規模
1	大島温泉ホテル	1基	60m <sup>2</sup>
2	筆島見晴台	1基	60m <sup>2</sup>
3	裏砂漠入口都道付近	1基	15m <sup>2</sup>
4	三原山頂遊歩道沿い	6基	10m <sup>2</sup>
5	割れ目噴火口跡地	1基	10m <sup>2</sup>
6	差木地地区内	3基	10m <sup>2</sup>
7	大島町陸上競技場入口	1基	10m <sup>2</sup>
8	三原山頂展望避難休憩舎	1施設	130m <sup>2</sup>

平成29年4月1日現在

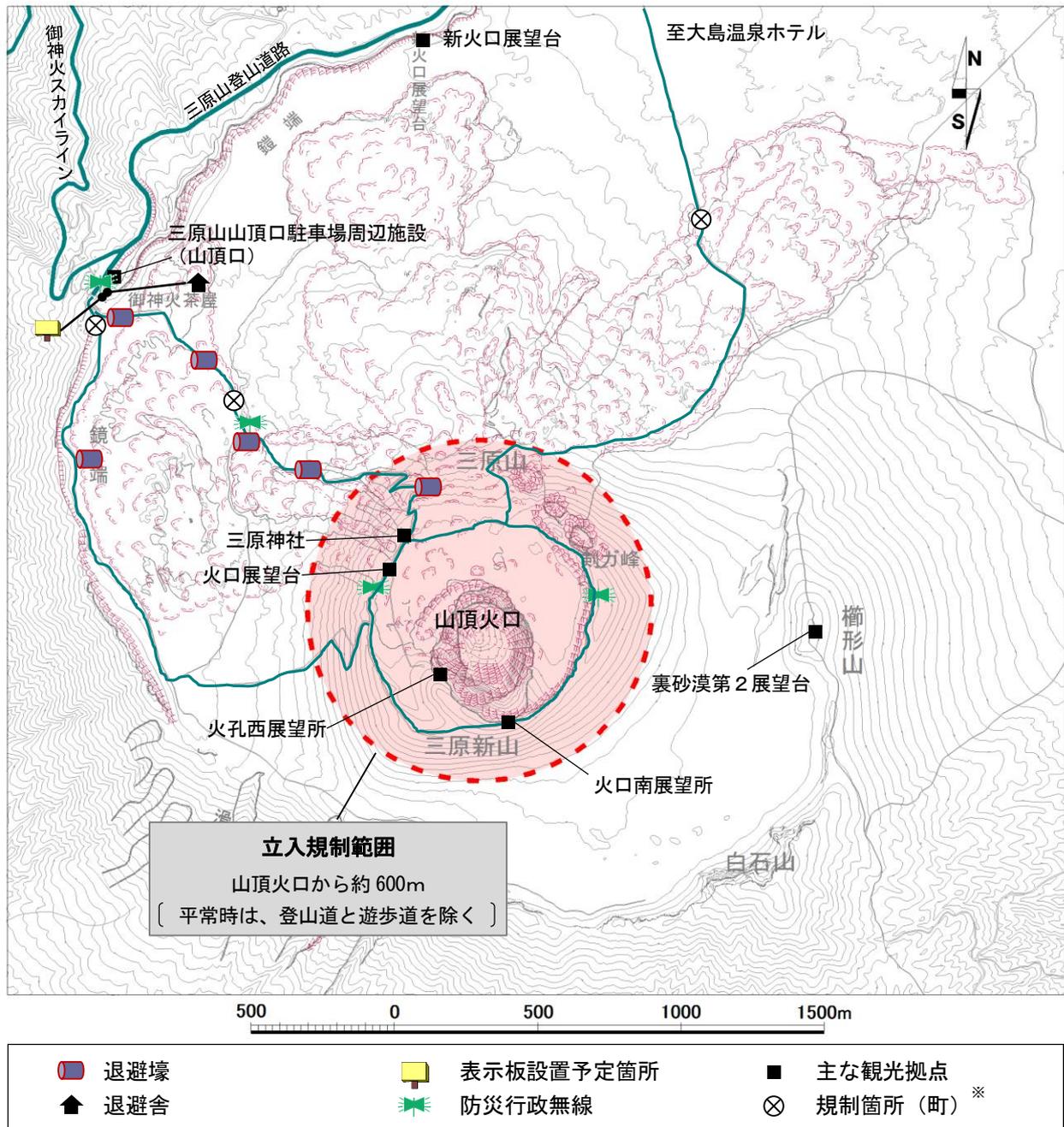
別図1 噴火警報等伝達系統図



別図2 異常現象通報系統図



別図3 噴火警戒レベル1



※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

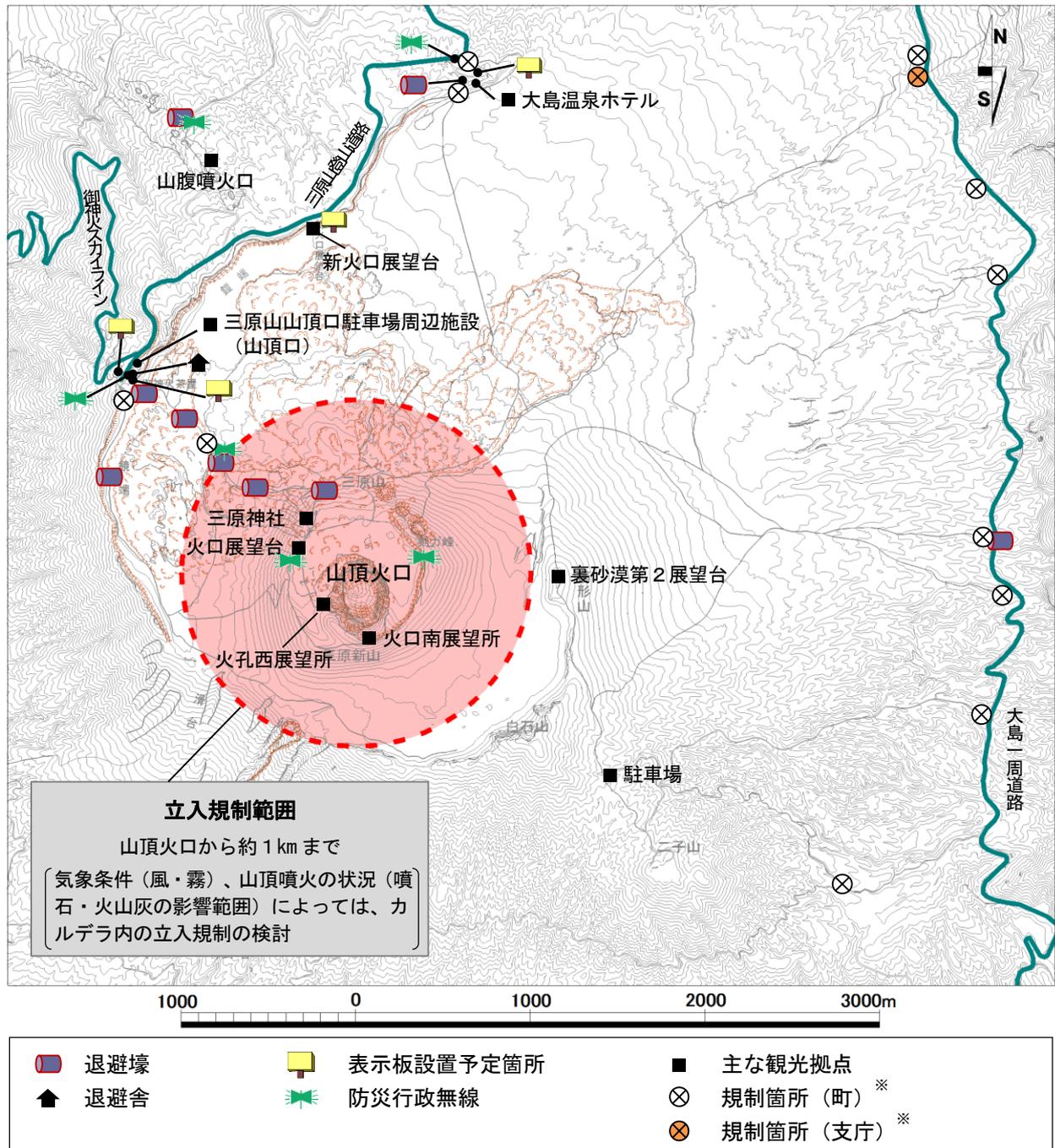
平成8年11月10日 一部を除き立ち入り禁止区域全面解除(大島町告示)

立ち入り禁止区域：A(山頂)火口中心から半径600mの範囲とA・B火口から流出した溶岩流周辺(ただし、立ち入り禁止区域内の登山道(A全長2,200m幅員4m、B全長400m幅員3m)と展望台周辺(300㎡)を除く。

平成29年2月20日 立ち入り禁止区域の一部縮小(大島町公告)

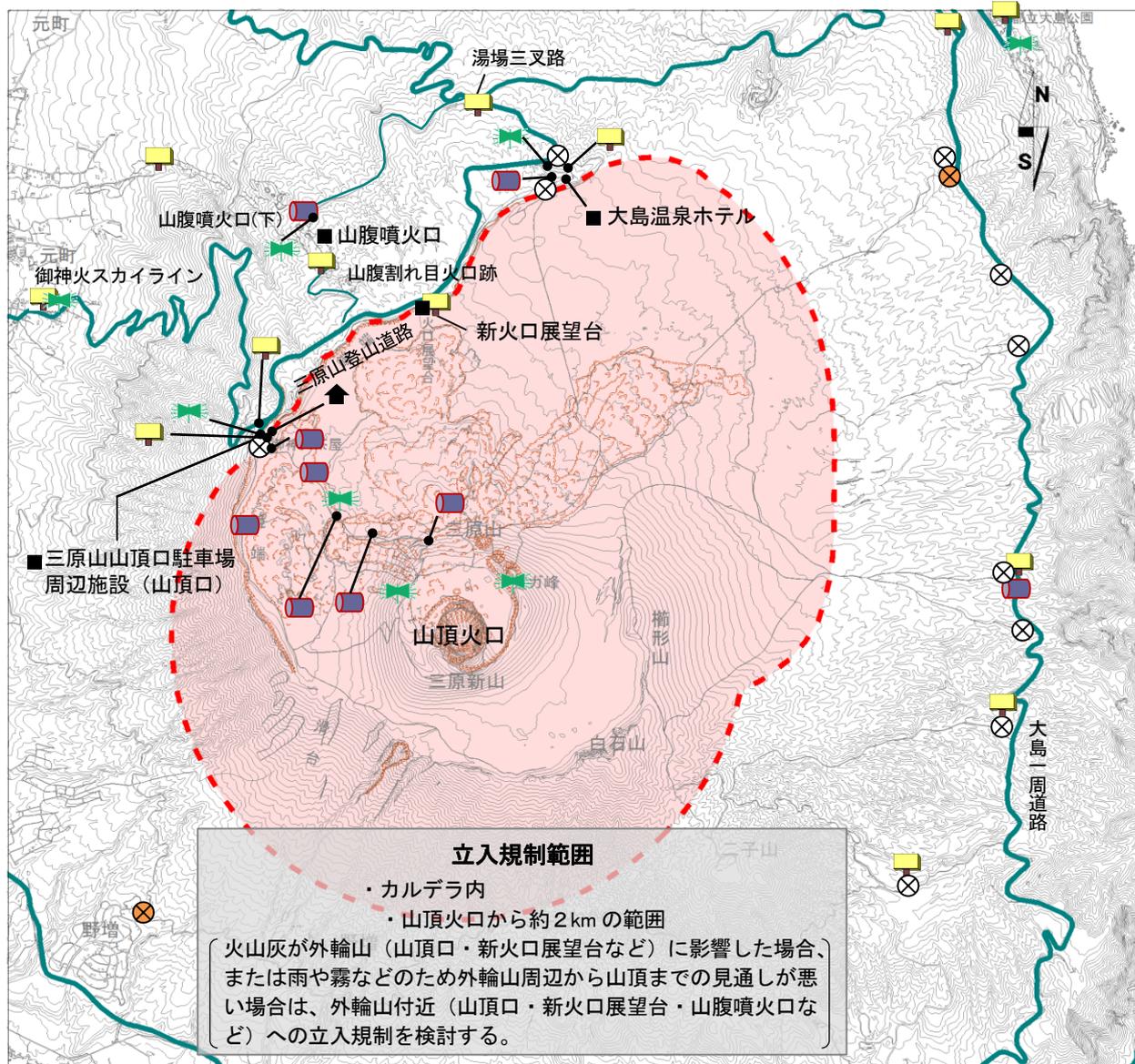
立ち入り禁止区域：A(山頂)火口中心より半径600mの範囲(ただし、立入規制範囲内の遊歩道及び展望施設を除く)

別図4 噴火警戒レベル2



※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

別図5-1 噴火警戒レベル3①

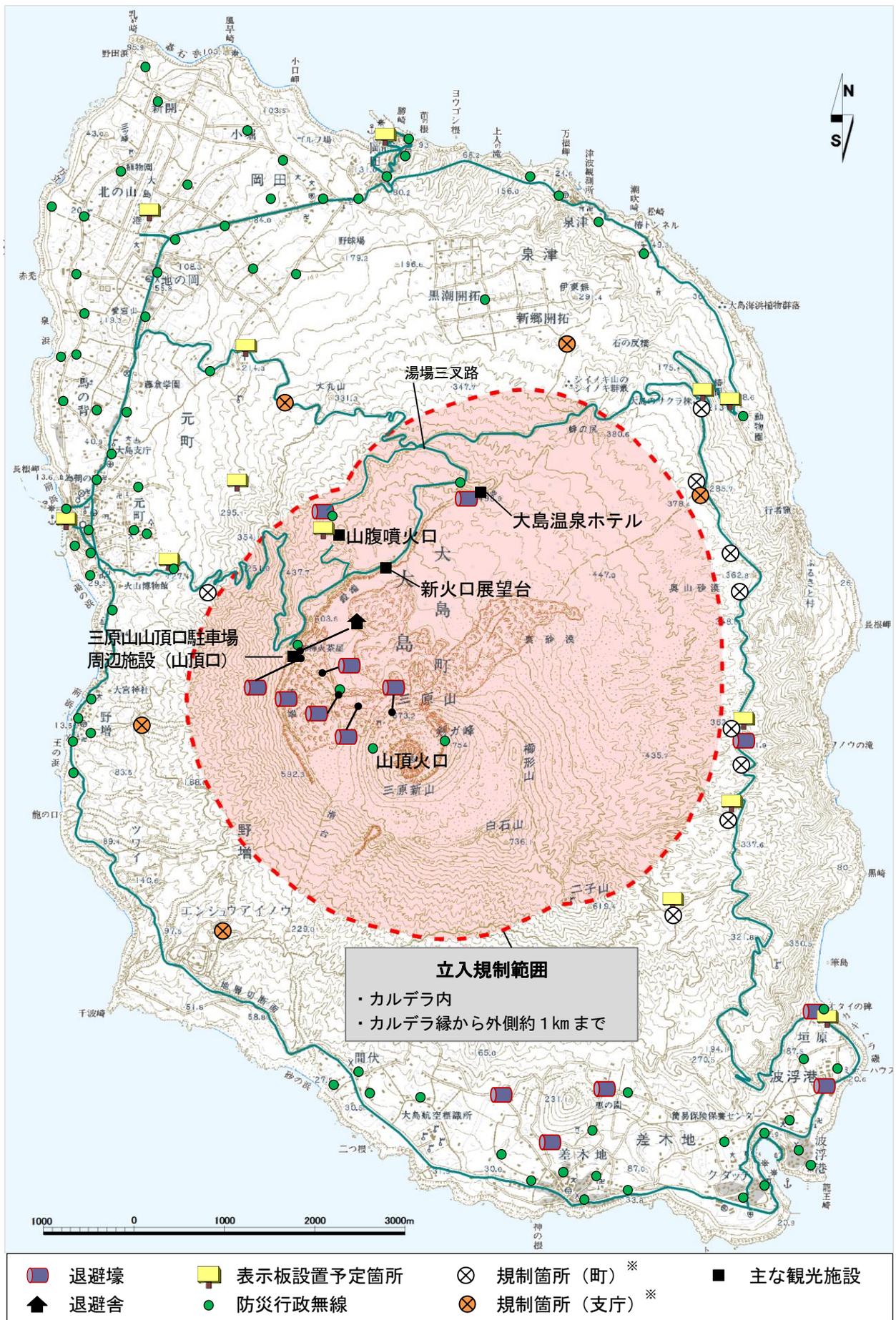


1000 0 1000 2000 3000m

退避壕	表示板設置予定箇所	規制箇所(町)※
退避舎	防災行政無線	規制箇所(支庁)※
	主な観光拠点	

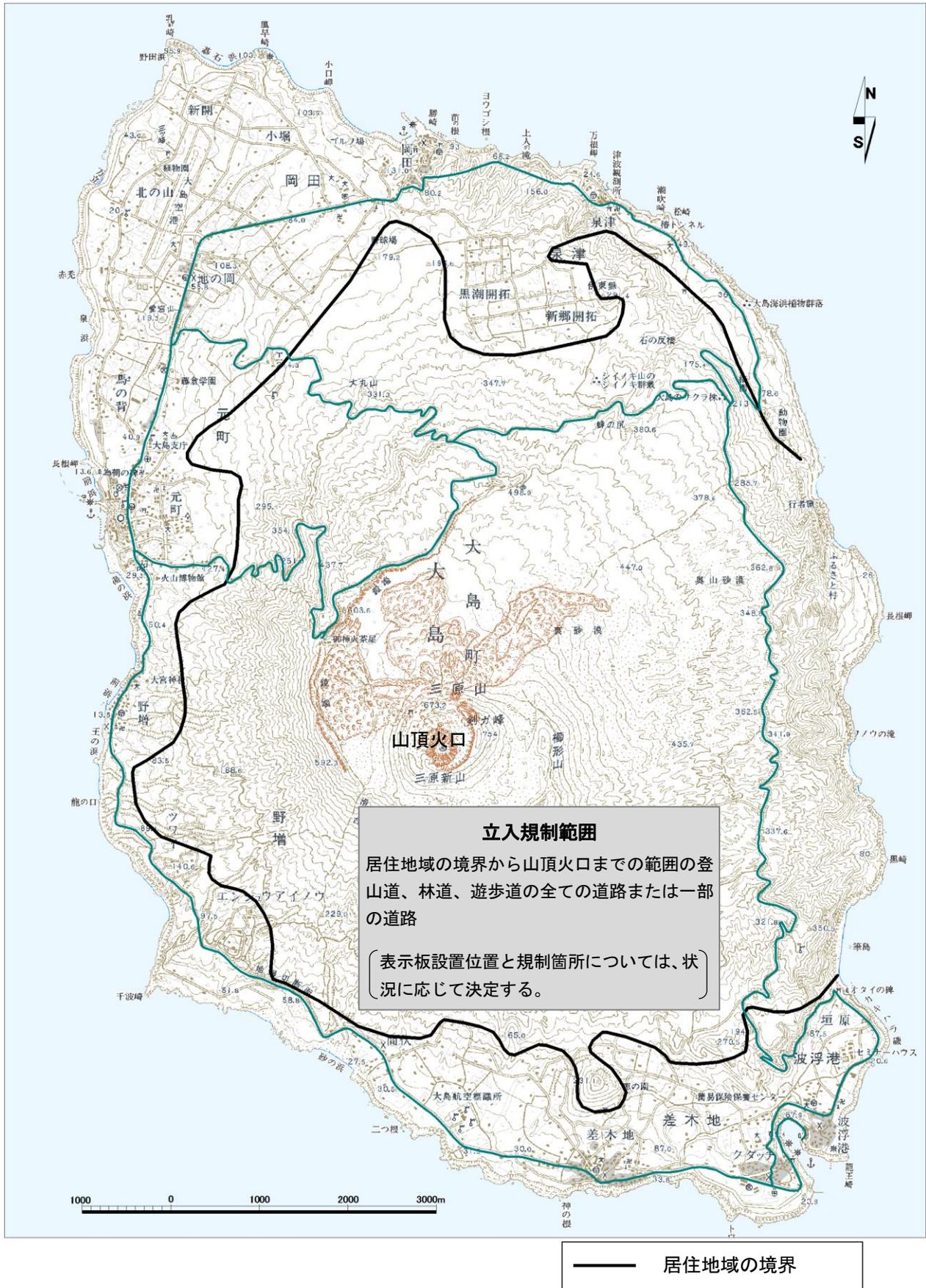
※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

別図5-2 噴火警戒レベル3②



※規制箇所については、安全管理上、規制範囲の外側に設ける。

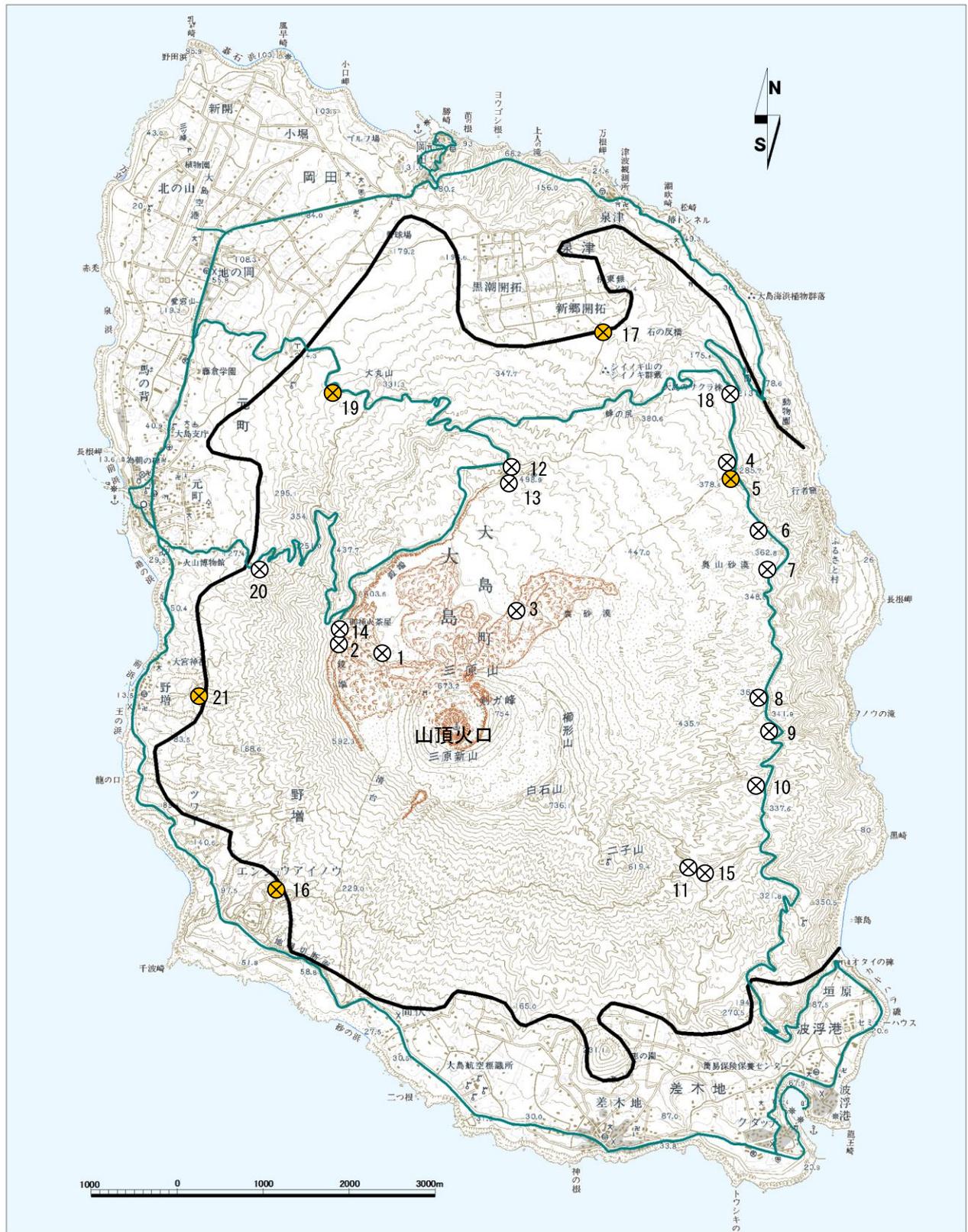
別図6 噴火警戒レベル4・噴火警戒レベル5（山頂噴火の場合）



※山腹噴火の場合は、噴火の影響が及ぶ範囲を規制する。

別図7 立入規制箇所

No.	立入規制箇所	実施機関	立入規制実施を実施する 噴火警戒レベル			
			1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	カルデラ内遊歩道安永溶岩手前避難壕付近	町	●	●		
2	カルデラ内遊歩道(表砂漠遊歩道線)鏡端側への進入路入口	町	●	●		
3	カルデラ内遊歩道(木積場火口遊歩道線)B火口手前直線終点	町	●	●		
4	都道から裏砂漠への進入路(都道大島循環線)	町		●	●	●
5	都道から裏砂漠への進入路(テキサスコース)	支庁		●	●	●
6	都道から裏砂漠への進入路(都道大島循環線)	町		●	●	●
7	都道から裏砂漠への進入路(都道大島循環線)	町		●	●	●
8	都道から裏砂漠への進入路(都道大島循環線)	町		●	●	●
9	都道から裏砂漠への進入路(都道大島循環線)	町		●	●	●
10	月と砂漠ライン入り口(都道大島循環線)	町		●	●	●
11	南部三原山線(間伏林道入り口)	町		●		
12	木積場火口遊歩道線(大島温泉ホテル駐車場)	町		●	●	
13	木積場火口遊歩道線(都道大島公園線(三原山登山道路))	町		●	●	
14	山頂口展望台付近	町			●	
15	奥山線・南部三原山線接続付近	町			●	●
16	間伏林道始点付近(エンシュウアイノウ)	支庁			●	●
17	泉津線林道(伊東無2号線接続付近)	支庁				●
18	泉津湯場線(都道大島循環線接続付近)	町				●
19	都道大島公園線(三原山登山道路・椿の森公園付近)	支庁				●
20	御神火スカイライン(神達配水池付近)	町				●
21	元町線林道(大宮沢導流堤付近)	支庁				●

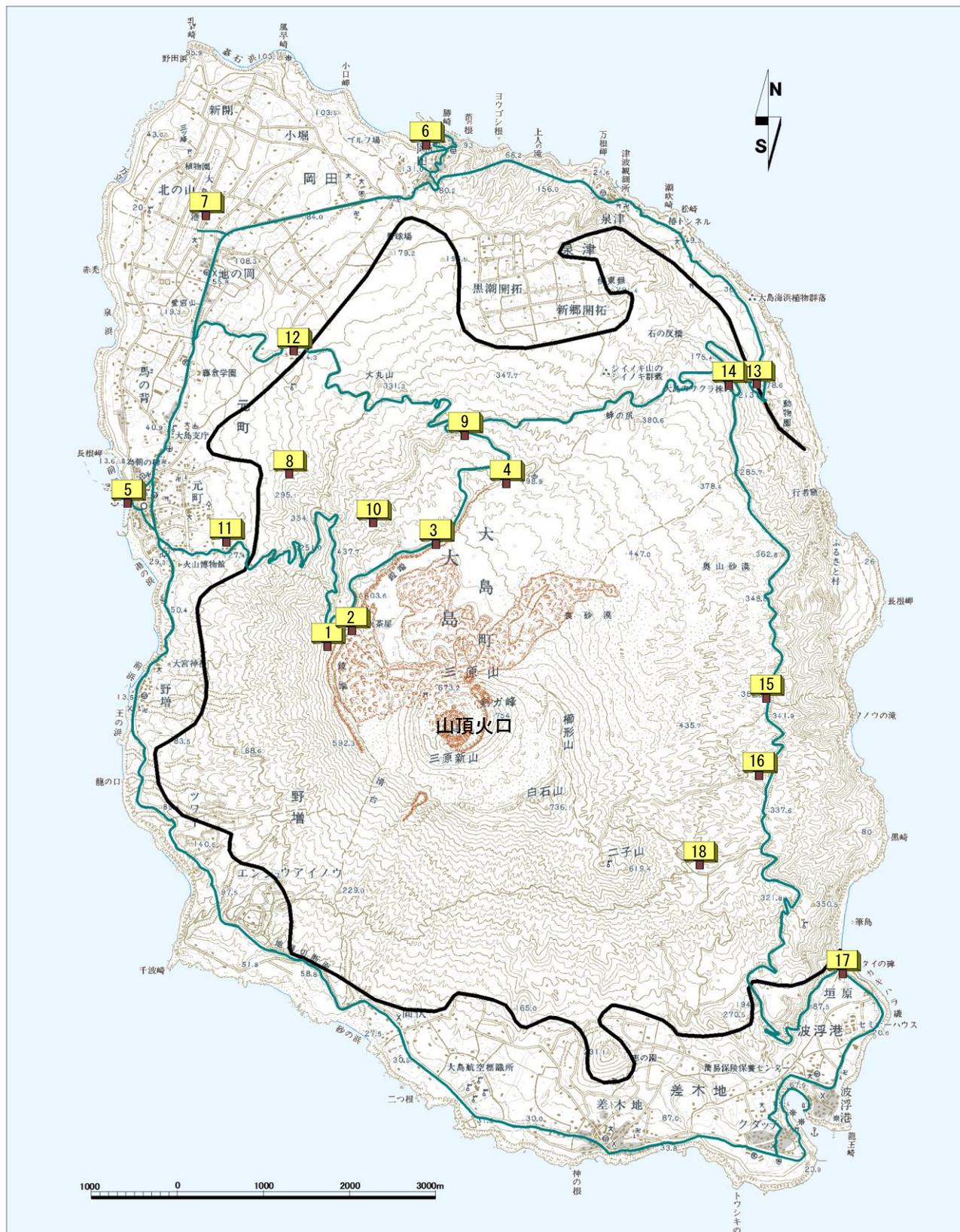


- ⊗ 規制箇所（町）
- ⊗ 規制箇所（支庁）
- 居住地域の境界

図 立入規制箇所

別図8 表示板設置予定箇所

No	表示板（警戒看板）設置予定箇所	表示板を設置する噴火警戒レベル			
		1 (現象発生時)	2	3①	3②
1	山頂口展望台付近	●	●	●	
2	三原山山頂口駐車場付近		●	●	
3	新火口展望台付近		●	●	
4	大島温泉ホテル入口付近		●	●	
5	元町港船客待合所		●	●	●
6	岡田港船客待合所		●	●	●
7	大島空港		●	●	●
8	長沢桜橋付近			●	●
9	湯場三叉路付近			●	
10	山腹割れ目火口跡付近			●	●
11	ホテル椿園上付近			●	●
12	椿花ガーデン 三叉路付近			●	●
13	都道大島循環線大島公園付近			●	●
14	泉津湯場線(あじさいロード)桜株付近			●	●
15	都道裏砂漠入口付近(退避壕設置箇所)			●	●
16	月と砂漠ライン・都道接続付近			●	●
17	筆島展望広場付近			●	●
18	奥山線・南部三原山線接続付近			●	●
	その他の観光施設		●	●	●



表示板設置予定箇所
  居住地域の境界

図 表示板設置予定箇所

